



ブラックロック・ジャパンが積水ハウス<1928>株式の大量保有報告書を提出



積水ハウス<1928>について、ブラックロック・ジャパンが3月22日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出了。

提出理由は「純投資（投資一任契約に基づく顧客の資産運用および投資信託約款に基づく資産運用目的）」によるもの。

報告書によると、ブラックロック・ジャパンの積水ハウス株式保有比率は、5.09%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2017年3月15日。